

中華人民共和國商標法

(2027年1月1日施行・第5次改正) 日本語訳

原文：2026年6月26日 第十四届全国人民代表大会常委会第二十三次会议 修訂

出典：中国人大网 / 知识产权那点事

目次

- 第一章 総則（第1条～第13条）
- 第二章 商標登録の条件（第14条～第25条）
- 第三章 商標登録の申請（第26条～第31条）
- 第四章 商標登録の審査及び承認（第32条～第42条）
- 第五章 登録商標の更新・変更・移転及び取消（第43条～第49条）
- 第六章 登録商標の無効宣告（第50条～第53条）
- 第七章 商標管理（第54条～第70条）
- 第八章 登録商標専用権の保護（第71条～第85条）
- 第九章 附則（第86条～第87条）

第一章 総則

第1条 登録商標専用権を保護し、商標管理を強化し、商標の登録及び使用を規範化し、生産經營者が商品及びサービスの品質を保証するよう促し、商標の信用を維持し、消費者及び生産經營者の利益を保障し、社会主義市場經濟の健全な發展を促進するため、本法を制定する。

第2条 本法にいう商標とは、商品又はサービスの出所を識別・区別するための標識であり、商品商標及びサービス商標を含む。本法の商品商標に関する規定は、サービス商標に準用する。

本法にいう商標の使用とは、商標を商品・商品包装・容器及び商品取引書類に用いること、又は広告宣伝・展示その他の商業活動において商品の出所を識別・区別するために用いることをいう。

前項にいう商標の使用には、インターネット等の情報ネットワークを通じた使用行為を含む。

第3条 商標業務は、党及び国家の知的財産権戰略の展開に従い、商標の保護・活用・管理及びサービスの水準を向上させなければならない。

第4条 國務院の商標管理部門は、全国の商標登録及び管理業務を担当する。県級以上の地方人民政府の商標管理部門は、当該行政区域内の商標管理業務を担当する。

県級以上の人民政府の商標執法部門は、職責権限に応じて商標執法業務を担当する。

商標登録・管理部門と商標執法部門は、情報共有及び業務連携のための仕組みを構築する。

第5条 國務院商標管理部門に承認登録された商標を登録商標といい、商標登録人は「登録商標」又は登録標記を表示する権利を有し、登録商標専用権を享有し、法律の保護を受ける。

自然人、法人又は法人格なき組織が生産經營活動において商品又はサービスについて登録商標専用権を取得しようとする場合は、國務院商標管理部門に商標登録を申請しなければならない。

第6条 本法にいう集団商標とは、業界協会等の社会团体又はその他の組織の名義で登録され、当該組織の構成員が商事活動において使用し、使用者が当該組織の構成員であることを表示する標識をいう。

本法にいう証明商標とは、特定の商品又はサービスに対して監督能力を有する組織が管理し、当該組織以外の単

位又は個人が自己の商品又はサービスに使用して、原産地・原料・製造方法・品質その他の特定の品質を証明する標識をいう。

集団商標及び証明商標の登録・管理に係る特別事項は、国務院商標管理部門が定める。

第7条 2以上の自然人、法人又は法人格なき組織は、共同で国務院商標管理部門に同一商標の登録を申請し、当該登録商標専用権を共同で享有及び行使することができる。

第8条 法律・行政法規が登録商標の使用を義務付けている商品については、商標登録を申請しなければならない、承認登録を受けなければ市場において販売することができない。

第9条 商標の登録申請及び使用においては、誠信原則に従わなければならない、国家利益・社会公共利益又は他人の合法的權益を損なうために権利を濫用してはならない。

商標使用者は、その使用商標に係る商品の品質について責任を負う。各級の商標管理・執法部門は、法に従い商標管理及び執法を強化し、消費者を欺く行為を取り締まらなければならない。

第10条 商標登録の申請及びその他の商標手続は、自ら行うことも、法に従い設立された商標代理機構に委託して行うこともできる。

第11条 外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国において商標登録を申請する場合は、所属国と中国が締結した協定若しくは共同参加する国際条約に従い、又は相互主義の原則に従って行う。

中国に常居所又は営業所を有しない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国において商標登録を申請し、その他の商標手続を行う場合は、法に従い設立された商標代理機構に委託しなければならない。

第12条 商標の国際登録は、中国が締結又は参加する関連国際条約の制度に従い、具体的な方法は国務院が定める。

第13条 国務院商標管理部門は、情報化・知能化された商標公共サービス体系の構築を強化し、商標業務処理の利便性を向上させ、商標情報を完全・正確・適時に公開し、商標情報サービス及び管理水準を高めなければならない。

第二章 商標登録の条件

第14条 自然人、法人又は法人格なき組織の商品と他人の商品を区別できるあらゆる標識（文字・図形・文字・数字・立体的標識・色彩の組合せ・音声・動的標識等及びこれらの組合せを含む）は、商標として登録を申請することができる。

第15条 次の各号に掲げる標識は、商標として登録及び使用することができない。

- （一）中国共産党の名称、党旗、党徽、勳章、重要な理論的成果、歴史的事件に関する標識的要素等と同一又は類似のもの
- （二）中華人民共和国の国名、国旗、国徽、国歌、軍旗、軍徽、軍歌、勳章等と同一又は類似のもの、並びに中央及び国家機関の名称、標識、所在地の特定地点の名称又は標識的建物の名称・図形と同一のもの
- （三）外国の国名、国旗、国徽、軍旗等と同一又は類似のもの（当該国政府の同意がある場合を除く）
- （四）政府間国際機関の名称、旗章、徽章等と同一又は類似のもの（当該機関の同意がある場合又は公衆を誤認させるおそれがない場合を除く）
- （五）管理・保証を表示する公式標識及び検査印と同一又は類似のもの（授權がある場合を除く）
- （六）「赤十字」「赤新月」の名称・標識と同一又は類似のもの
- （七）民族差別的なもの

(八) 欺瞞性を帯び、商品の品質・製造方法・原料等の特性又は産地について公衆を誤認させるおそれがあるもの

(九) 公序良俗に反し、又はその他不良な影響を有するもの

第16条 県級以上の行政区画の名称又は公衆に知られた外国の地名は、商標として登録及び使用することができない。ただし、地名が他の意味を有する場合、又は集団商標・証明商標の構成部分である場合を除く。また、すでに登録されている地名を使用した商標は引き続き有効とする。

国家公園標識、オリンピック標識、特殊標識等を商標として登録及び使用する場合は、本法及び関連法律・行政法規の規定による。

第17条 登録申請商標は、顕著な特徴を有し、識別が容易でなければならない。次の各号に掲げる標識は、商標として登録することができない。

(一) 当該商品の普通名称・図形・型式のみからなるもの

(二) 商品の品質・主要原料・機能・用途・重量・数量その他の特性を直接表示するのみからなるもの

(三) その他顕著な特徴を欠くもの

前項各号の標識が使用により顕著な特徴を取得し識別が容易となったものは、商標として登録することができる。

第18条 立体的標識・色彩の組合せ・音声・動的標識等として商標登録を申請する場合、商品自体の性質に由来する形状、技術的效果を得るために必要な形状、商品に実質的な価値を与える形状等の色彩の組合せ・音声・動的効果は、商標として登録することができない。

第19条 使用を目的とせず、かつ通常の生産経営上の必要を明らかに超えて商標登録を申請するものは、登録しない。

欺瞞その他の不正な手段によって商標登録を申請してはならない。

第20条 登録申請商標は、同一若しくは類似の商品について他人がすでに登録し、若しくは先に申請した商標と同一又は類似であってはならない。

第21条 同一若しくは類似の商品について登録申請された商標が、中国において未登録の他人の周知商標の複製・模倣・翻訳であり、混同を生じさせるおそれがある場合は、登録せず使用を禁止する。

同一若しくは類似でない商品について登録申請された商標が、他人の周知商標の複製・模倣・翻訳であり、公衆を誤認させ、当該周知商標所有者の利益を損なうおそれがある場合は、登録せず使用を禁止する。

第22条 代理人又は代表者が、無断で被代理人又は被代表者の商標を自己名義で登録した場合、被代理人又は被代表者が異議を申立てたときは、登録せず使用を禁止する。

同一若しくは類似の商品について登録申請された商標が、申請人と契約・業務往来その他の関係があることにより存在を知っている他人の先使用未登録商標と同一又は類似である場合、当該他人が異議を申立てたときは、登録しない。

第23条 商標に地理的表示を含み、当該商品がその標示する地域の産品でなく、公衆を誤認させる場合は、登録せず使用を禁止する。ただし、善意により取得した登録は引き続き有効とする。

前項にいう地理的表示とは、商品の特定の品質・信用その他の特性が主としてその地域の自然的若しくは人文的要因によるものであることを示す標識をいう。

第24条 商標登録の申請は、他人の既存の合法的先行権益を損なってはならず、また、他人がすでに使用し一定の影響力を有する商標を故意に先取り登録してはならない。

第25条 商標代理機構は、自己の代理サービスに係る商標登録を申請する場合を除き、他の商標を申請登録してはならない。

第三章 商標登録の申請

第26条 商標登録申請人は、所定の商品分類表に従い、商標を使用する商品の類別及び品名を記入して登録申請を行わなければならない。

商標登録申請人は、1件の申請により複数類別の商品について同一商標の登録を申請することができる。

商標登録申請等に係る書類は、書面形式で提出しなければならない。電子データ交換等の方法により内容を有形的に表示でき、随時参照できるデータ電文は、書面形式とみなす。

第27条 登録商標について、指定使用範囲外の商品に関して登録商標専用権を取得するには、別途登録申請を行わなければならない。

第28条 登録商標の標識を変更するには、改めて登録申請を行わなければならない。

第29条 商標登録申請人が外国において最初に商標登録申請を行った日から6か月以内に、同一商品について同一商標の登録を中国において申請した場合は、優先権を享有することができる。

前項により優先権を主張する場合は、商標登録申請の際に書面で宣言し、3か月以内に最初の申請書類の副本を提出しなければならない。

第30条 中国政府が主催し、又は承認した国際博覧会に出品した商品について商標が初めて使用された場合は、当該商品の出品日から6か月以内に、優先権を享有することができる。

前項により優先権を主張する場合は、商標登録申請の際に書面で宣言し、3か月以内に博覧会名称・使用証拠・出品日等の証明書類を提出しなければならない。

第31条 商標登録申請に際して申告する事項及び提出する資料は、真実・正確・完全でなければならない。

第四章 商標登録の審査及び承認

第32条 登録申請商標について、国務院商標管理部門は申請書類受領日から**9か月以内**に審査を完了し、本法の規定に適合するものについては予備審定を公告する。

第33条 審査過程において、国務院商標管理部門が説明又は補正が必要と認めたときは、申請人に求めることができる。申請人が対応しなくても、国務院商標管理部門は審査決定を下すことができる。

第34条 登録申請商標が本法の規定に適合しない場合は、国務院商標管理部門が申請を拒絶し、公告しない。

第35条 同一若しくは類似の商品について、同一若しくは類似の商標について2以上の登録申請人が存在する場合は、先に申請された商標を予備審定公告する。同日に申請された場合は、先に使用された商標を予備審定公告し、その他の者の申請を拒絶し公告しない。

第36条 予備審定公告商標について、公告日から**2か月以内**に、先行権利者・利害関係人又は何人も、本法所定の規定に違反すると認めるときは、国務院商標管理部門に異議を申立てることができる。公告期間満了後に異議がなければ、登録を承認し商標登録証を交付して公告する。

第37条 申請を拒絶し公告しない商標については、書面で申請人に通知する。申請人が不服の場合は、通知受領日から**15日以内**に再審査を申請できる。国務院商標管理部門は申請受領日から**9か月以内**（特別な事情の場合は3か月延長可）に決定し通知する。当事者が不服の場合は通知受領日から**30日以内**に人民法院に提訴できる。

第38条 予備審定公告商標に対して異議が申立てられた場合、国務院商標管理部門は公告期間満了日から**12か月以内**（特別な事情の場合は6か月延長可）に登録可否の決定を行い書面で通知する。

登録を承認する場合は商標登録証を交付して公告する。異議人が不服の場合は第50条・第51条に従い無効宣告を請求できる。

登録を承認しない場合、被異議人は**15日以内**に再審査を申請できる（国務院商標管理部門は**12か月以内**（6か月延長可）に再審査決定）。被異議人が不服の場合は**30日以内**に人民法院に提訴できる。

第39条 法定期間満了後、当事者が拒絶決定・不登録決定に対して再審査申請せず、又は再審査決定に対して提訴しない場合は、当該決定が確定する。

異議が成立しないとして登録が承認された商標の登録商標専用権の取得時期は、予備審定公告の2か月満了日から起算する。悪意による使用により損失が生じた場合は賠償を要する。

第40条 国務院商標管理部門は、商標登録申請及び再審査申請を速やかに審査しなければならない。申請人は申請を取り下げることができる。

第41条 審査において、先行権益の確定が別件の結果に依存する場合は、審査を中止することができる。中止事由が解消した後は、速やかに審査を再開しなければならない。

第42条 商標申請書類又は登録書類に明白な誤りを発見した場合は、更正を申請することができる。前項の更正は実質的内容に関わるものであってはならない。

第五章 登録商標の更新・変更・移転及び取消

第43条 登録商標の有効期間は**10年**であり、登録承認日から起算する。

第44条 登録商標の有効期間満了後も引き続き使用しようとする場合は、期間満了前**12か月以内**に更新手続を行わなければならない。期間内に手続できない場合は、**6か月**の猶予期間が与えられる。更新登録の有効期間はそれぞれ10年。猶予期間満了後も更新しない場合は登録商標を取消す。

第45条 登録者の名称・住所その他の登録事項の変更が必要な場合は、変更申請を行わなければならない。

第46条 登録商標を移転する場合は、移転人及び受移転人が移転協議を締結し、共同で国務院商標管理部門に申請しなければならない。受移転人は商品品質を保証しなければならない。

商標登録者は同一商品上の類似商標、又は類似商品上の同一若しくは類似商標についても一括して移転しなければならない。

混同を生じさせるおそれがある移転は承認しない。移転承認後は公告され、受移転人は公告日から登録商標専用権を享有する。

第47条 集団商標・証明商標を移転する場合は、受移転人は相応の主体資格及び監督能力を有しなければならない。

第48条 商標登録者が登録商標又は指定商品の一部についての登録の取消を申請し、国務院商標管理部門が承認した場合は公告し、当該登録商標専用権又はその効力は公告日から終了する。

第49条 商標登録者が登録商標の取消を申請した場合、取消公告日から**1年以内**は、国務院商標管理部門は他人の同一若しくは類似商品における同一又は類似商標の登録申請を承認しない。

第六章 登録商標の無効宣告

第50条 すでに登録された商標が第15条、第16条第1項、第17条～第19条、第25条に違反する場合は、国務院商標管理部門が無効を宣告する。その他の単位又は個人も無効宣告を請求することができる。

無効宣告の決定に不服の場合は**15日以内**に再審査申請、再審査は**9か月以内**（3か月延長可）に決定、さらに不服の場合は**30日以内**に提訴可。

第51条 すでに登録された商標が第20条～第22条、第23条第1項、第24条に違反する場合は、商標登録日から**5年以内**に先行権利者又は利害関係人が無効宣告を請求できる。**悪意による登録の場合、周知商標所有者は5年の制限を受けない。**

無効宣告の申請受領後は**12か月以内**（6か月延長可）に裁定し書面で通知する。不服の場合は**30日以内**に提訴可。

第52条 法定期間満了後、当事者が無効宣告決定に対して再審査申請せず、又は再審査決定・裁定に対して提訴しない場合は、国務院商標管理部門の決定・裁定が確定する。

第53条 無効宣告された登録商標は公告され、当該登録商標専用権は**当初より存在しなかったもの**とみなす。

無効宣告は、無効宣告前に執行された侵害事件の判決等、及び履行済みの移転・使用許諾契約については遡及効を持たない。ただし、悪意による損失への賠償は要する。

返還しないことが明らかに公平原則に反する場合は、全部又は一部を返還しなければならない。

第七章 商標管理

第54条 商標登録申請人が次の各号に掲げる悪意による商標登録行為を行い、不良な影響を生じさせた場合は、**警告及び10万元以下の罰款**を科すことができる。

- (一) 第15条・第16条第1項に違反することを知りながら商標登録を申請した場合
- (二) 第19条に違反して商標登録を申請した場合
- (三) 第21条・第22条・第24条に故意に違反して商標登録を申請した場合

第55条 商標登録者は自ら商標を使用することができ、また商標使用許諾契約を締結して他人に登録商標の使用を許諾することもできる。被許諾者が品質保証義務を履行しない場合は、許諾者は使用許諾契約を解除する権利を有する。

他人の登録商標の許諾を受けて使用する場合は、当該商品に被許諾者の名称及び商品産地を標示しなければならない。

商標使用許諾は国務院商標管理部門に届け出て公告しなければならない。**未届出の使用許諾は善意の第三者に対抗できない。**

第56条 公衆を誤認させる方法で登録商標を使用した場合は、期限内の是正を命じ、違法経営額が5万元以上の場合は**違法経営額の5倍以下の罰款**、ない場合又は5万元未満の場合は**25万元以下の罰款**を科すことができる。期限内に是正しない場合は、登録商標を取消す。

第57条 商標登録者が使用中に登録商標・登録者名称・住所その他の登録事項を自ら変更した場合は、期限内の是正を命じ、是正しない場合は5万元以下の罰款。情節が重大な場合は、登録商標を取消す。

登録商標が指定商品の普通名称となった場合、又は正当な理由なく**継続して3年間使用されない場合**は、何人も取消を申請できる。国務院商標管理部門は申請受領日から**9か月以内**（3か月延長可）に決定する。

第58条～第59条 取消・不取消決定に不服の場合の再審査・提訴手続（第37条に準ずる）。取消された登録商標は公告され、当該登録商標専用権は公告日から終了する。

第60条 集団商標・証明商標の登録者が管理職責を怠り消費者に損害を与えた場合等は、1万元以下（情節重大な場合は1万元以上10万元以下）の罰款を科す。

第61条～第62条 第8条違反（登録義務を怠った場合）及び未登録商標を登録商標として使用した場合等の罰則規定。

第63条 周知商標（驰名商标）の認定手続。関連する公衆に広く知られた商標の所有者は、権利が侵害されたと認めるときは本法に従い周知商標保護を請求できる。認定に際しては、公衆の知名度・使用継続期間・地域的範囲・宣伝活動・保護記録等の要素を総合的に考慮する。

第64条 生産経営者は「周知商標」の文言を商品・包装・容器・広告宣伝等において使用してはならない。違反した場合は是正を命じ**10万元以下の罰款**を科す。

第65条～第68条 商標代理機構及び商標代理従業員に関する義務、行為規範、及び違反した場合の罰則（1万元以上20万元以下の罰款等）。

第69条 海外での商標登録審査において中国国内での周知性を証明する必要がある場合の確認手続。詐欺等の不正手段による境外商標登録申請の罰則。

第70条 登録商標を誤認させる方法で使用する事、及び登録商標専用権を侵害する行為に対して、何人も商標管理・執法部門に投書・通報する権利を有する。

第八章 登録商標専用権の保護

第71条 登録商標の専用権は、承認登録された商標及び指定された商品の範囲に限られる。

第72条 次の各号に掲げる行為は、いずれも登録商標専用権の侵害にあたる。

- （一）商標登録者の許可を得ずに、同一の商品に登録商標と同一の商標を使用すること
- （二）商標登録者の許可を得ずに、同一の商品に登録商標に類似する商標を使用し、又は類似の商品に登録商標と同一若しくは類似する商標を使用し、混同を生じさせるおそれがある場合
- （三）登録商標専用権を侵害する商品を販売すること
- （四）他人の登録商標標識を偽造・無断作成し、又はそのような標識を販売すること
- （五）商標登録者の同意なく、その登録商標を置き換え、当該商標置換商品を市場に流通させること
- （六）故意に他人の登録商標専用権侵害行為に便宜を提供し、他人の侵害を幫助すること
- （七）その他他人の登録商標専用権に損害を与えること

第73条 登録商標に含まれる当該商品の普通名称・図形・型式、又は商品の種類・性質・品質等の特性を直接表示するもの若しくは地名については、登録商標専用権者は他人の正当使用を禁止することができない。

商品自体の性質に由来する形状等についても同様とする。

提供する商品の用途・対象・使用場面等を示すため又は真の出所を表示するために当該登録商標を使用することは、混同を生じさせるおそれがある場合を除き、禁止することができない。

商標登録申請前に他人が先に使用し一定の影響力を有する商標と同一又は類似の商標を登録した場合、当該使用者の原使用範囲内での継続使用を禁止できないが、適切な区別標識の付加を求めることができる。

第74条 第72条各号の侵害行為により紛争が生じた場合は、協議により解決する。協議しない又は成立しない場合は、人民法院への提訴又は商標執法部門への処理請求ができる。

商標執法部門が侵害を認定した場合は、直ちに侵害停止を命じ、侵害商品及び主要製造用具を没収し、違法経営

額が5万元以上の場合は**5倍以下**の罰款、ない場合又は5万元未満の場合は**25万元以下**の罰款を科すことができる。5年以内に2回以上の侵害等重大情節がある場合は加重処罰する。

第75条 商標執法部門は侵害行為を法に従い調査・処理する権限を有する。犯罪が疑われる場合は、速やかに公安機関に移送しなければならない。

第76条 商標執法部門の調査権限：当事者への聴取、文書等の閲覧・複写、立入検査、侵害物品の差押え・封印、事前登録保存等。当事者は協力義務を負う。

第77条 侵害に対する賠償額は、権利者の実際の損失又は侵害者の得た利益によって確定する。確定が困難な場合は商標使用許諾料の倍数を参酌して合理的に確定する。**故意の侵害で情節が重大な場合は1倍以上5倍以下の賠償を命じることができる。**

権利者が証拠提出に努めたにもかかわらず侵害関連の帳簿・資料が主として侵害者の手中にある場合は、侵害者に提出を命じることができる。

損失・利益・使用許諾料いずれも確定が困難な場合は、人民法院は侵害状況に応じて**500万元以下**の賠償を判決することができる。

賠償額には権利者の合理的な費用を含む。偽造商標商品は原則廃棄とし、偽造商標を除去するのみで商業流通経路に参入することはできない。

第78条 登録商標専用権者が賠償を請求し、被疑侵害者が商標未使用を抗弁として提出した場合は、人民法院は**侵害行為発生前3年以内の実際の使用証拠**の提出を求めることができる。

前3年以内の使用を証明できない場合で、かつ侵害行為による他の損失も証明できない場合は、被疑侵害者は賠償責任を負わない。

侵害商品であることを知らずに販売し、正当に取得した商品であることを証明し提供者を説明できる場合は、賠償責任を負わない。

第79条 商標登録者又は利害関係人が他人の侵害を示す証拠を有し、速やかに制止しなければ回復困難な損害が生じるおそれがある場合は、**提訴前に人民法院に差止命令及び財産保全措置の申請**をすることができる。

第80条 証拠が滅失するおそれがある場合は、**提訴前に人民法院に証拠保全**を申請することができる。

第81条 悪意の通謀、一方的な事実捏造等の方法で商標訴訟を提起した場合は、人民法院が法に従い処罰し、損失への民事責任を負う。

第82条～第84条 商標登録・管理・執法に従事する公務員の廉潔義務。商標代理業務及び商品生産経営活動への従事禁止。違反した場合の処分規定。

第85条 本法に違反し犯罪を構成する場合は、法に従い刑事責任を追及する。

第九章 附則

第86条 商標登録の申請及びその他の商標手続には、所定の費用を納付しなければならない。具体的な料金基準は別途定める。

第87条 本法は**2027年1月1日**から施行する。
本法施行前にすでに登録された商標は、引き続き有効とする。

【立法解説（原文要旨）】

第十四届全国人民代表大会常務委員会第23回会議が2026年6月26日に新改正商標法を可決し、2027年1月1日から施行される。現行商標法は1983年に施行され、登録商標専用権の保護及び社会主義市場經濟の發展に積極的な役割を果たしてきた。新改正商標法は問題解決に向けた方針を堅持し、商標分野の重要な問題に集中し、商標登録・管理・保護制度を整備するとともに、実践における成熟した手法を法律として成文化した。

【商標登録の規範化】 新改正商標法は「商標登録の条件」の独立した章を新設し、従来各章に分散していた商標登録条件を集中的に規定・整備した。使用を目的とせず、かつ通常の生産經營上の必要を明らかに超えた商標登録申請は認めないことを明確にした。また、中国共産党の名称・党旗・党徽・勳章又は重要な理論的成果・歴史的事件に関する標識的要素等と同一又は類似のものは商標として登録・使用できないことを明確にした。

【悪意使用への罰則強化】 公衆を誤認させる方法で登録商標を使用した場合は、商標執法部門が期限内の是正を命じ、違法經營額が5万元以上の場合は違法經營額の5倍以下の罰款、ない場合又は5万元未満の場合は25万元以下の罰款を科すことができる。また、このような違法行為に対しては何人も商標管理・執法部門に投書・通報する権利を有する。

【商標代理機構の規範化】 新改正商標法は商標代理機構が機構及び商標代理従業員の関連情報を國務院商標管理部門に届け出ることを義務付けた。各級の商標管理・執法部門は商標代理機構及び従業員の管理を強化しなければならない。

【企業関連権益の保護強化】 海外における商標登録審査・審理又は商標案件処理において商標が中国国内の関連する公衆に広く知られていることを証明する必要がある場合は、当事者の請求に応じ、國務院商標管理部門が関連規定に従い商標の周知性を認定できると法律に明記された。

出典：中国人大網・知識产权那点事（2026年6月26日）

本文書は参考用の日本語訳であり、法的効力を持つ正式な翻訳ではありません。